

投資信託説明書
(目論見書)
2010.2

日経225ダブル・ベアファンド

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

設定・運用は

新光投信株式会社

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

日経225ダブル・ベアファンド

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書 (交付目論見書) 2010.2

- 本文書「投資信託説明書（交付目論見書）」は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく「目論見書」です。
- 「投資信託説明書（請求目論見書）」（記載項目等については35頁、「第4【ファンドの詳細情報の項目】」をご参照ください。）はお客さまから請求された場合に交付されます。また、お客さまが投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、お客さま自身におかれましても交付請求をしたことをご記録いただきますようお願いいたします。
- 投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている情報については、下記URLからの入手も可能です。

新光投信株式会社ホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

金融庁による電子開示（EDINET）閲覧システム

<http://info.edinet-fsa.go.jp/>

- お客さまが投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合は、投資信託説明書（請求目論見書）を受領し、その内容をご確認のうえでお申し込みください。

新光投信株式会社

1. この目論見書により行う「日経225ダブル・ベアファンド」の募集について、委託者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月31日にその届出の効力が生じております。
2. 「日経225ダブル・ベアファンド」の基準価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

■投資信託ご購入の注意■

- ・投資信託は、預金・金融債ではありません。預金保険の対象ではありません。元本の保証はありません。
- ・投資信託は、保険契約者保護機構の対象ではありません。保険契約における保険金額とは異なり購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託の運用による成果は、受益者のみなさまに帰属します。
- ・投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、その投資信託財産に組み入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の変化（財務状況の悪化や倒産等）により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、経済環境等の要因による組入株式の株価の下落や、金利変動等による組入債券の価格の下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・外貨建資産を組み入れる投資信託は、外国為替相場の変動により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているもののほか、換金時に信託財産留保額が控除されるもの等があります。
- ・投資信託は、商品によっては、上記以外でもその固有な要因により基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがありますので、それぞれの『目論見書』にて必ず商品内容をご確認ください。

お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分お読みください。

日経225ダブル・ベアファンド

下記は、当ファンドのお申し込みをされるご投資家のみなさまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項をお知らせするものです。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主としてわが国の株価指数先物取引の売り建てを積極的に活用しますので、わが国の株式市場が上昇した場合は、株式市場の動きとは反対の方向へ大きく変動するため、基準価額が大きく下落し、損失を被ることがあります。

また、当ファンドは、主に短期公社債・金融商品を投資対象としますので、金利が上昇した場合や組み入れられた短期公社債・金融商品の発行体の財務状況が悪化したり格付けが引き下げられた場合などには、一般的に組み入れられた短期公社債・金融商品の価格が下落するため、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

このほか、当ファンドが売買しようとする有価証券等の取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があり、その結果、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

したがって、ご投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の主な変動要因には、「株価変動リスク」・「金利変動リスク」・「信用リスク」・「流動性リスク」などがあります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の【投資リスク】をご覧ください。

（次ページに続きます）

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に対して2.1%（税込）を上限に、販売会社が定める率を乗じて得た額です。

※詳しくは、販売会社でご確認ください。

◆換金（解約）手数料

ありません。

◆信託財産留保額

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年1.05%（税込）です。

◆その他費用

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管費用、先物取引・デリバティブ取引に要する費用などファンドを通じて、間接的にご負担いただきます。

なお、その他費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、当該費用および合計額（上限額等を含む）を表示することができません。

※手数料等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の【手数料等及び税金】をご覧ください。

《有価証券届出書の表紙記載項目》

有 価 証 券 届 出 書 提 出 日	平成22年1月15日
発 行 者 名	新光投信株式会社
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 吉田 昭
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋一丁目17番10号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る フ ァ ン ド の 名 称	日経225ダブル・ベアファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初自己設定 100億円を上限とします。 継続申込期間 1兆円を上限とします。
有 価 証 券 届 出 書 の 写 し を 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項なし

目 次

ファンドの概要	1
第一部 【証券情報】	4
第二部 【ファンド情報】	7
第1 【ファンドの状況】	7
1 【ファンドの性格】	7
2 【投資方針】	14
3 【投資リスク】	23
4 【手数料等及び税金】	25
5 【運用状況】	28
6 【手続等の概要】	28
7 【管理及び運営の概要】	30
第2 【財務ハイライト情報】	33
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	33
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	35
約款	36
投信用語集	46

ファンドの概要

※この概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載内容を要約したものです。
詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。

フ ァ ン ド 名	日経225ダブル・ベアファンド (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)
商 品 分 類	追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）
主な投資対象と ファンドのねらい	当ファンドは、本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品を主要投資対象とし、主としてわが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。
運 用 方 針	① 本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引の売り建てを行います。 ② 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。 ③ 利用する株価指数先物取引については、原則として日経平均株価を対象とした先物取引とします。ただし、流動性や効率性等を勘案して他の株価指数先物取引を活用することもあります。 ④ 設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。 ⑤ 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高等の異常な取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合、または委託者の判断により上記のような運用を行わない場合があります。
主 な 投 資 制 限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

基準価額の 変動リスク	公社債など値動きのある証券に投資し、株価指数先物取引を積極的に活用しますので、以下のリスクがあります。 ① 株価変動リスク ② 金利変動リスク ③ 信用リスク ④ 流動性リスク 上記の各リスクは、当ファンドの基準価額を変動させる主な要因になります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。
申込期間	当初自己設定：平成22年2月1日 継続申込期間：平成22年2月1日から平成23年4月28日までです。 なお、申込期間は原則として更新されます。
信託期間	平成22年2月1日から平成27年1月30日までです。 ただし、一定の条件により、信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
収益分配	年1回、原則として、決算日（1月30日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で全額再投資されます。
申込価額	当初自己設定：1口当たり1円です。 継続申込期間：取得申込受付日の基準価額です。
申込単位 (当初元本1口＝1円)	お申込単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。 詳しくは販売会社または新光投信にお問い合わせください。
申込手数料	取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。 詳しくは販売会社または新光投信にお問い合わせください。 ※「償還乗り換え」、「償還前乗り換え」に関する手数料の優遇については、販売会社ごとに取り扱いが異なります。詳しくは販売会社でご確認ください。
途中解約	「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社の定める単位でいつでもご解約できます。 ご解約価額は解約申込受付日の基準価額です。 なお、ご解約された代金は原則として、解約申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※取得および解約のお申し込みの受付は、原則として営業日の午後2時30分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

※当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、以下の場合は、取得および解約のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得および解約のお申し込みの受付を取り消させていただくことがあります。

- ・当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われなるときもしくは停止されたとき
- ・当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

※取引所における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買い付け、ご解約のお申し込みの受付を中止、またはすでに受け付けたお申し込みでも取り消させていただくことがあります。

信託財産留保額	ありません。
信託報酬	投資信託財産の純資産総額に対して年1.05%（税込）です。
設 定 日	平成22年2月1日です。

ご投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容を十分にご理解のうえお申し込みくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎ 当ファンドにつきましてご不明な点は、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。） インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日経225ダブル・ベアファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 格付けは取得していません。

※ 当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定 100億円を上限とします。

継続申込期間 1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 当初自己設定 1口当たり1円です。

継続申込期間 取得申込受付日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※¹または「償還前乗り換え」※²

により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初自己設定 平成22年2月1日です。

継続申込期間 平成22年2月1日から平成23年4月28日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

(イ) 当初自己設定

委託者は、当初設定日（平成22年2月1日）に、自己設定にかかる総額を、株式会社りそな銀行（以下「受託者」といいます。）の指定する当ファンドの口座に払い込みます。

(ロ) 継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】**(イ) 申込証拠金**

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) **【振替機関に関する事項】**」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) **【振替機関に関する事項】**」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）に属し、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (ブル・ベア型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	ブル・ベア型
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	条件付運用型
	年12回(毎月)	アジア	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
	日々	オセアニア	
	その他()	中南米	その他()
不動産投信		アフリカ	
その他資産 (株価指数先物取引)		中近東(中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 (株価指数先物取引)	株価指数先物取引を利用します。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

※当ファンドは株価指数先物取引を利用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産)と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品などへ直接投資を行います。また、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

ファンドの特色

主としてわが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。

- 本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引の売り建てを行います。
- 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。

利用する株価指数先物取引については、原則として日経平均株価を対象とした先物取引とします。
ただし、流動性や効率性等を勘案して他の株価指数先物取引を活用することもあります。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
この場合、日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度反対とならない可能性が高くなります。

当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高等の異常な取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合、または委託者の判断により上記のような運用を行わない場合があります。

結果として当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対とならない場合があります。当ファンドは株式市場の概ね2倍程度反対の値動きをすることや、一定の投資成果を保証するものではありません。

「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社および同社の委託により日経平均を運営する日本経済新聞デジタルメディアは日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。本商品について、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは一切の責任を負うものではありません。

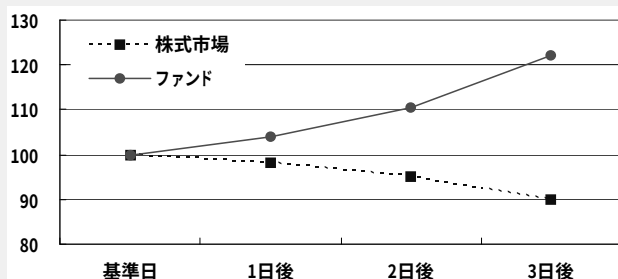
基準価額の変動に関するQ & A

Q 1：基準価額は株式市場の値動きに対して常に概ね2倍程度反対となるのですか。

A 1：基準価額が株式市場の値動きの概ね2倍程度反対となるのは前日と比較した場合です。前日との比較において、概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。2日以上離れた日と比較した場合、概ね2倍程度反対の投資成果が得られるわけではありません。下図のように、株式市場が上昇・下落をした場合には、一方向に上昇または下落した場合よりも低い投資成果となっています。

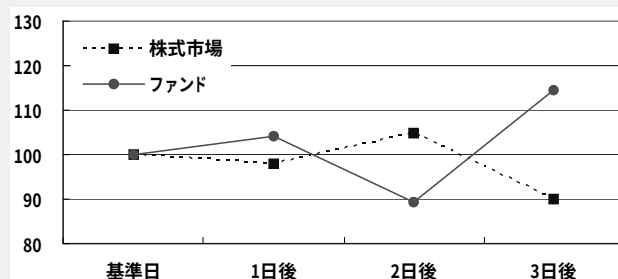
株式市場が一方向に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場	100.0	98.0	95.0	90.0
ファンド	100.0	104.0	110.4	122.0
前日との騰落率比較				
株式市場(A)	-	-2.0%	-3.1%	-5.3%
ファンド(B)	-	4.0%	6.1%	10.5%
倍率(B/A)	-	-2.0	-2.0	-2.0
基準日との騰落率比較				
株式市場(C)	-	-2.0%	-5.0%	-10.0%
ファンド(D)	-	4.0%	10.4%	22.0%
倍率(D/C)	-	-2.0	-2.1	-2.2



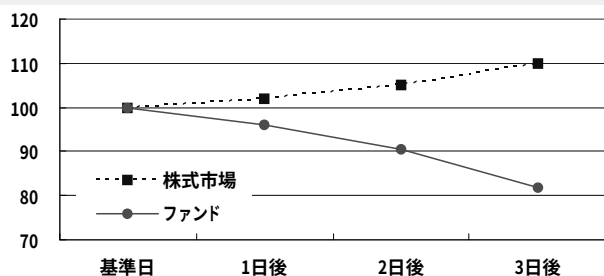
株式市場が下落・上昇後に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場	100.0	98.0	105.0	90.0
ファンド	100.0	104.0	89.1	114.6
前日との騰落率比較				
株式市場(A)	-	-2.0%	7.1%	-14.3%
ファンド(B)	-	4.0%	-14.3%	28.6%
倍率(B/A)	-	-2.0	-2.0	-2.0
基準日との騰落率比較				
株式市場(C)	-	-2.0%	5.0%	-10.0%
ファンド(D)	-	4.0%	-10.9%	14.6%
倍率(D/C)	-	-2.0	-2.2	-1.5



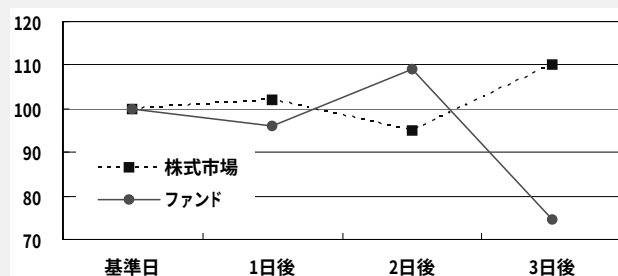
株式市場が一方向に上昇した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場	100.0	102.0	105.0	110.0
ファンド	100.0	96.0	90.4	81.7
前日との騰落率比較				
株式市場(A)	-	2.0%	2.9%	4.8%
ファンド(B)	-	-4.0%	-5.9%	-9.5%
倍率(B/A)	-	-2.0	-2.0	-2.0
基準日との騰落率比較				
株式市場(C)	-	2.0%	5.0%	10.0%
ファンド(D)	-	-4.0%	-9.6%	-18.3%
倍率(D/C)	-	-2.0	-1.9	-1.8



株式市場が上昇・下落後に上昇した場合

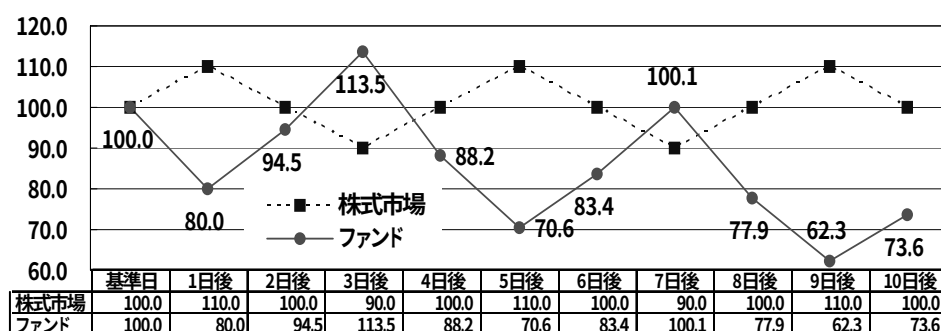
	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場	100.0	102.0	95.0	110.0
ファンド	100.0	96.0	109.2	74.7
前日との騰落率比較				
株式市場(A)	-	2.0%	-6.9%	15.8%
ファンド(B)	-	-4.0%	13.7%	-31.6%
倍率(B/A)	-	-2.0	-2.0	-2.0
基準日との騰落率比較				
株式市場(C)	-	2.0%	-5.0%	10.0%
ファンド(D)	-	-4.0%	9.2%	-25.3%
倍率(D/C)	-	-2.0	-1.8	-2.5



※上記各表およびグラフは、株式市場の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証するものではありません。

Q 2：株式市場の動き方によって、基準価額の動き方や水準はどのようになりますか。

A 2：下図のように株式市場が上昇・下落を繰り返して元の水準に戻ったとしても、ファンドの基準価額は元に戻らず、基準価額の水準が押し下げられます。このように株式市場が上昇・下落を繰り返して動く場合、ファンドにとってはマイナス要因となります。結果として株式市場が上昇と下落を長期間繰り返した後に元の水準へ戻る場合、または元の水準より低くなった場合においても、基準価額は元の水準より低くなる場合があります。



※左記表およびグラフは、株式市場の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証するものではありません。

投資におけるリスク・留意点

- 当ファンドは、日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの「概ね2倍程度反対」となることを目指して運用するため、株価指数先物取引を積極的に活用します。したがって、日々の基準価額が非常に大きく変動する性質があります。
- 当ファンドは、日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの「概ね2倍程度反対」となることを目指しており、2日以上の上昇・下落の値動きに対しては「概ね2倍程度反対」となりません（前述Q1参照）。また、当ファンドは株式市場との連動を目指すインデックスファンドではありません。
- 当ファンドの基準価額は、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、時間の経過とともに押し下げられる傾向があります。株式市場が上昇と下落を繰り返しながら推移した場合、一定期間後に株式市場が同じ水準になったとしても、基準価額は元の水準に戻らない可能性があります（前述Q2参照）。
- 当ファンドは、以下の要因などにより日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの「概ね2倍程度反対」とならない場合があります（下記以外にも「概ね2倍程度反対」とならない要因があります。）。

- ① 株価指数先物と株式市場の値動きが一致しない場合
- ② 日々の追加設定・解約等に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合
- ③ 株式市場の大幅な変動や急激な変動の場合、またそれにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
- ④ 先物の限月（※1）交代に対応するロールオーバーコスト（※2）の発生
- ⑤ 追加設定・解約などにより運用資産に大幅な増減が生じる場合
- ⑥ ファンドの資産規模が少額のため株価指数先物取引の組入比率を適切に調整できない場合
- ⑦ 信託報酬、売買委託手数料などのコスト負担の影響
- ⑧ 異常な価格変動時において、委託者の判断により、一時的に株価指数先物取引の売建額を減じた場合 など

※1：限月とは先物取引の期限が満了となる月をいいます。限月交代とは取引の中心となっている限月が次の限月と入れ替わることです。

※2：ロールオーバーコストとは、保有する先物取引を次の限月に乗り換えるため決済する一方、新たな先物取引を行う（ロールオーバーする）ことで発生するコストをいいます。

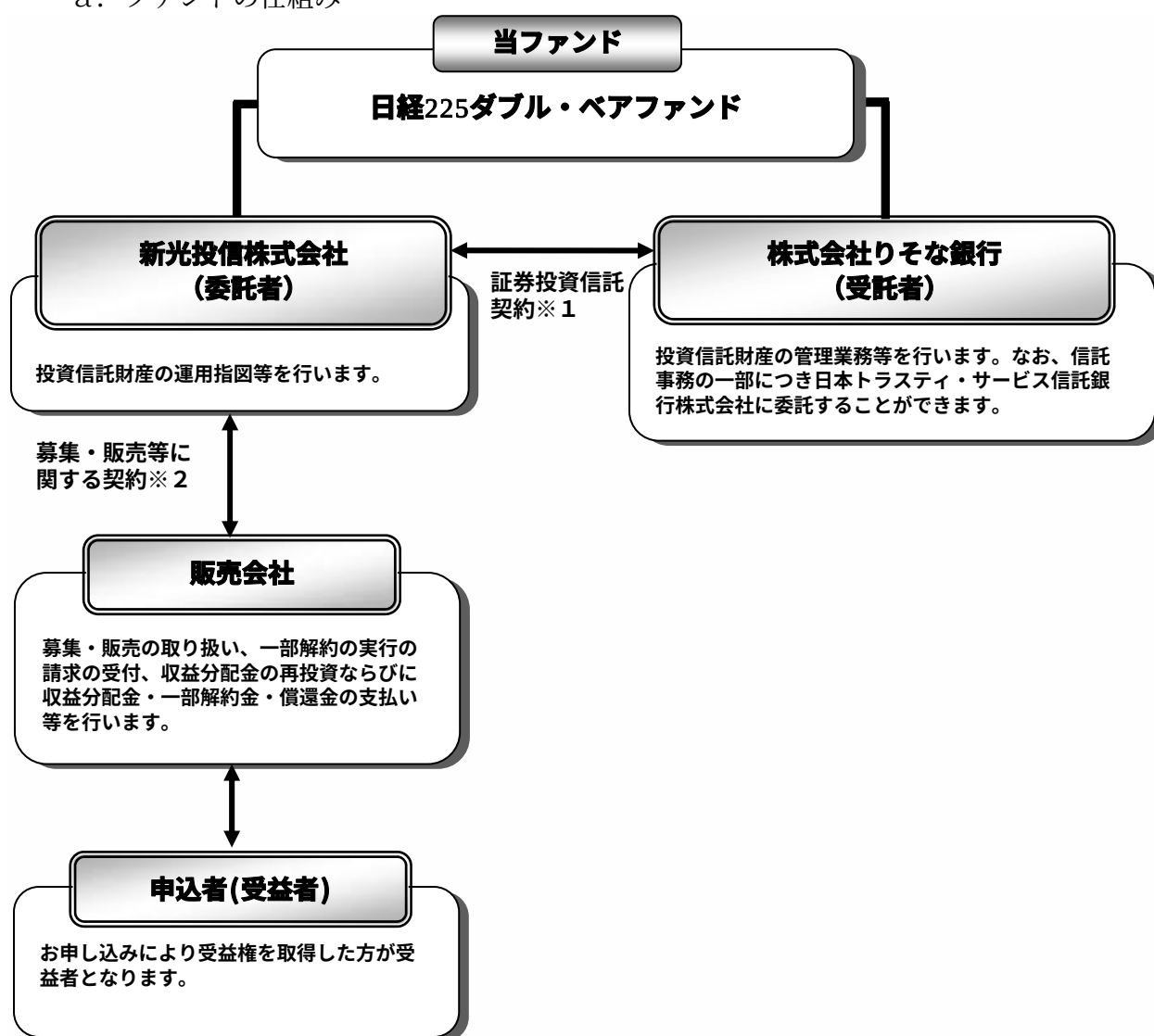
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品を主要投資対象とし、主として株価指数先物取引を行います。

(ロ) 投資態度

- ① 本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引の売り建てを行います。
- ② 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。
- ③ 利用する株価指数先物取引については、原則として日経平均株価を対象とした先物取引とします。ただし、流動性や効率性等を勘案して他の株価指数先物取引を活

用することもあります。

- ④ 設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- ⑤ 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高等の異常な取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合、または委託者の判断により上記のような運用を行わない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品

(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

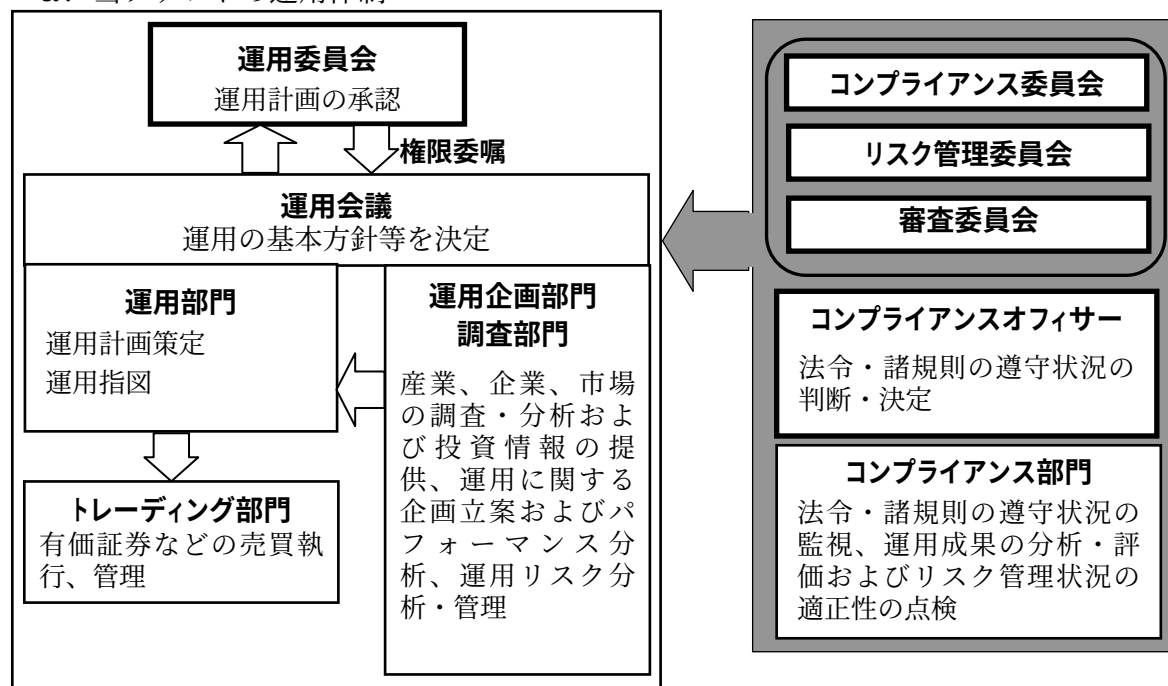
(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記体制は平成22年1月15日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は年1回、原則として、1月30日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- （ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- i. 公社債の借入れ
- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- j. 資金の借入れ
- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

k. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券および取引には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行いますので、株式市場の動きとは反対の方向へ、当ファンドの基準価額は大きく変動します。したがって、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。

また、当ファンドが取引を行う株価指数先物の対象である株価指数を構成する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

b. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

c. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

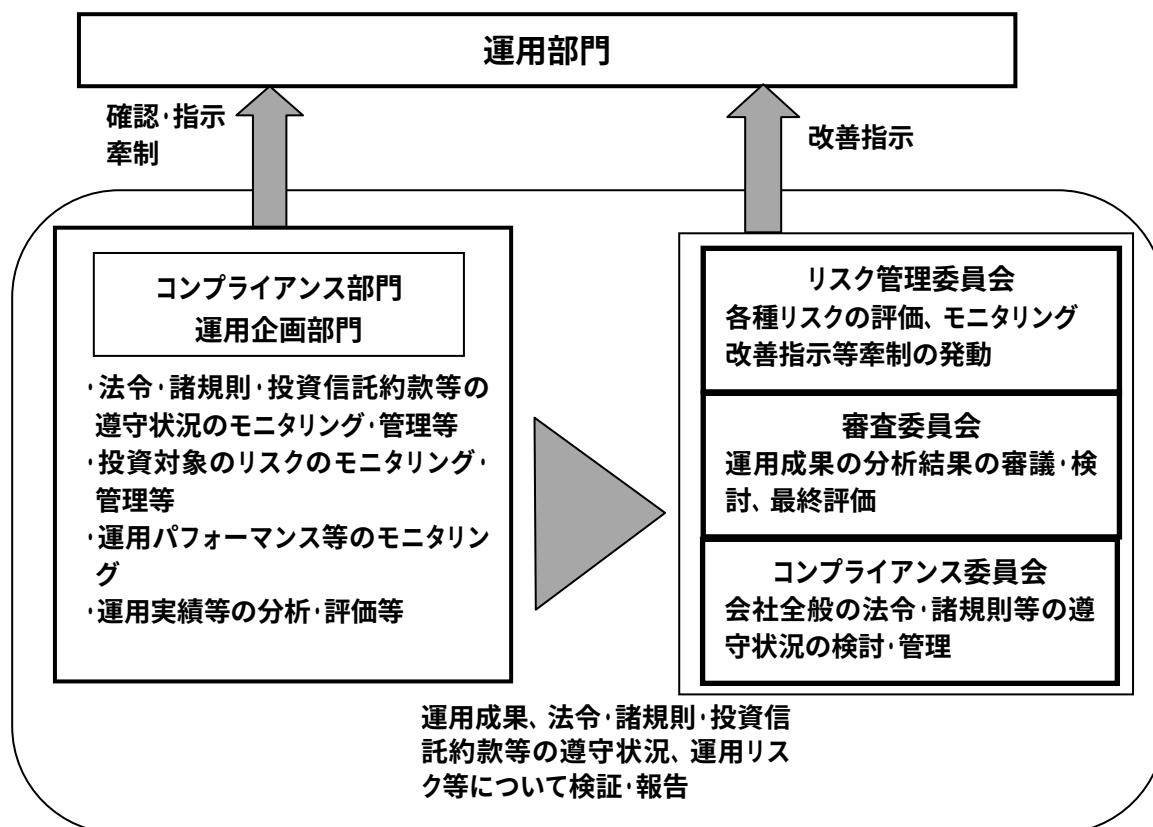
e. 投資信託に関する一般的なリスク

(イ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

- (ロ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ハ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ニ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる 費用と税金	●申込手数料＋消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる 費用と税金	●信託報酬＋消費税等 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる 税金（注）	普通分配金に対する 所得税・地方税
ファンドの解約・償還時に かかる費用と税金	●解約・償還時の手数料等はありません。	
	◎解約代金・ 償還金に かかる税金（注）	譲渡益に対する 所得税・地方税

(注) 個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

(詳しくは、後述の「(5)【課税上の取扱い】」をご参照ください。)

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※¹または「償還前乗り換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委 託 者	純資産総額に対し年0.5250%（税込）
	販 売 会 社	純資産総額に対し年0.4725%（税込）
	受 託 者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売

買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

※上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が

追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5) 【課税上の取扱い】」の内容が変更される場合があります。

5 【運用状況】

当ファンドは平成22年2月1日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、当ファンドの有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「**第二部 【ファンド情報】 第1 【ファンドの状況】 4 【手数料等及び税金】 (1) 【申込手数料】**」をご参照ください。）

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日経225ダブル・ベアファンド自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後2時30分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- (ニ) 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または販売会社は、当該取得の申し込みを中止することおよびすでに受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。
1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
 2. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
- (ホ) 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。
- (ヘ) (ニ) または (ホ) により取得の申し込みの受付が中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

(2) 換金(解約) 手続等

一部解約(解約請求によるご解約)

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- なお、受付は原則として営業日の午後2時30分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。
- なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または新光投信(3頁欄外をご参照ください。)にお問い合わせください。

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、以下の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われなるときもしくは停止されたとき

2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記（ヘ）または（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または新光投信（3頁欄外をご参照ください。）にお問い合わせください。

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年1月30日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(3) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年2月1日から平成23年1月31日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(4) その他

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場

合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2 【財務ハイライト情報】

当ファンドは、平成22年2月1日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、当ファンドの有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
- 第5 設定及び解約の実績

約 款

追加型証券投資信託
〔日経225ダブル・ベアファンド〕 約 款
運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行います。

2. 運用方法**(1) 投資対象**

本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品を主要投資対象とし、主として株価指数先物取引を行います。

(2) 投資態度

- ① 本邦通貨建ての短期公社債ならびに金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引の売り建てを行います。
- ② 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。
- ③ 利用する株価指数先物取引については、原則として日経平均株価を対象とした先物取引とします。ただし、流動性や効率性等を勘案して他の株価指数先物取引を活用することもあります。
- ④ 設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- ⑤ 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高等の異常な取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合、または委託者の判断により上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託 [日経225ダブル・ベアファンド] 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成27年1月30日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができ

るものとします。なお、この場合においては、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。

- ② 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める日経225ダブル・ベアファンド自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、この信託が行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または指定販売会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第42条第3項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
 1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の当日の午後立会が行われないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
 2. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
- ④ 前各項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第42条第3項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定めます。
- ⑦ 前2項の規定にかかわらず、別に定める契約または第42条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項および第2項の取得申込者は委託者、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項ならびに第7項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受益者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲

げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限りま

す。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限りま

す。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号

で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま

す。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きま

す。）を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人

または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指

図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第23条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の借入れ】

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一

部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第29条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第30条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月31

日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年2月1日から平成23年1月31日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告等】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第38条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第40条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貨料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる

消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託

の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第45条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑥ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行います。

- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第44条 受益者が、収益分配金については、第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金

については、第42条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【投資信託契約の一部解約】

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、この信託が行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

⑦ 前2項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたが

って取り扱われます。

【投資信託契約の解約】

第47条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【投資信託約款の変更等】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者

に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成22年2月1日

東京都中央区日本橋一丁目17番10号
委託者 新 光 投 信 株 式 会 社

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
受託者 株 式 会 社 り そ な 銀 行

投 信 用 語 集

【あ行】

一部解約	受益者がファンドを途中換金される際、解約請求によりご解約されることをいいます。受益者は保有しているファンドの一部または全部を解約することができます。なお、ファンドによって解約請求可能日時が制限されるものがあります。（参考：解約請求）
運用報告書	投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて受益者に説明する報告書です。その内容は1. 運用実績、2. 期中の運用経過、3. 今後の運用方針、4. その他（費用明細、売買状況、組入資産の明細等）などが説明されています。原則として投資信託の決算時や償還時に発行されます。

【か行】

買取請求	償還期限前に投資信託を換金するための手段で、換金したい投資信託を販売会社買い取ってもらう方法です。（←→解約請求）
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。信託財産留保額がないファンドでは基準価額と解約価額は同じとなります。信託期間中に解約するときは、解約価額をもとに解約することになります。ファンドによって解約請求申込日の価額を適用するものや、その翌営業日等の価額を適用するものがあります。（参考：信託財産留保額）
解約請求	償還期限前に投資信託を換金するための手段で、販売会社を通じて運用会社に解約を請求し、投資信託契約上の財産の一部を切り崩してもらう方法です。（←→買取請求）
監査報酬	98年施行の証券取引法の改正ならびに投資信託法の改正により、投資信託について証券取引法のディスクロージャー（開示）の規定が適用され、このディスクロージャーの透明性を確保する観点から、公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられました。監査報酬とは、このファンド監査に必要な費用のことで、目論見書などに負担方法などが記載されています。
基準価額	投資信託の時価を表す金額のことをいいます。 投資信託に組み入れている株式や公社債等をすべて評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコストを差し引いて純資産総額を算出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。多くは、設定当初1口1万円または1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動することになります。なお、1口1円でスタートするものは、1万口当たりの価額で表示されることが一般的です。

繰上償還	償還日を待たずに投資信託を繰り上げて償還（終了）させることです。大量の解約により、残存する受益権の口数等が予め規定した水準を下回ると、信託期間終了前に委託者（運用会社）と受託者（受託銀行）が協議のうえ、受益者の賛否を問い、監督官庁に届け出ることで信託を終了させる場合があります。また、運用会社がファンドを終了させることが受益者にとって有利であると判断したときは、受益者に繰上償還をすることの賛否を問い、承認されることを要件として繰上償還が実行できます。
クローズド期間	投資信託の換金ができない期間のことです。運用資産の安定性確保の観点から、運用開始後一定期間は換金できない投資信託があります。原則として期間中は投資家の死亡など、極めて限られたケース以外は換金できません。
【ざ行】	
純資産総額	投資信託に組み入れられている株式や債券を時価評価で計算して合計した総資産から、未払い金などの負債総額を差し引いたものです。その時点の時価で表示されるため、投資信託の規模を表す数字として利用されます。
償還	投資信託の信託期間が終了し、投資信託財産を投資家（受益者）に返還することです。
信託期間	投資信託の運用が終了するまでの期間のことです。
信託財産（投資信託財産）	投資信託を運用する資金のことです。または、投資信託商品に組み入れられている株券・債券などの総称として使う場合もあります。
信託財産留保額	投資信託の解約時にかかる費用の一種です。信託期間の途中で換金する場合に基準価額から控除されるもので、運用の安全性を高めると同時に、保有者との公平性を確保するために運用資金の一部として投資信託財産中に留保されるものです。
信託報酬	投資信託財産の運用、組入証券の保管・管理、代行事務の取り扱いなどに対する対価として、投資家が投資信託財産から運用会社、販売会社、受託銀行に対して支払う費用です。目論見書や運用報告書の費用の項目に記載されています。
【た行】	
単位型（スポット型）	投資信託の分類方法の一つで、投資信託を設定した後、新規資金が追加されない投資信託です。購入は投資信託設定前の募集期間に限られるので、投資家（受益者）全員が同じ購入価格となります。「スポット型」、「ユニット型」とも呼ばれます。（←→追加型）
追加型（オープン型）	投資信託の分類方法の一つで、投資信託を設定した後も新規資金の追加が可能な投資信託です。資金の追加は、その時の基準価額によって行われます。「オープン型」とも呼ばれます。（←→単位型）
デュレーション	債券投資元本の回収までに要する平均残存期間のことであり、債券投資から生ずる利子、満期償還金など将来のキャッシュ・フローが複利運用された結果が投資元本に等しくなる期間をいいます。言い換えると、債券または債券ポートフォリオの金利変動に対する価格の感応度を表しています。この数値が大きいほど金利変動に対する価格の感応度が大きく、小さいほど金利変動に対する感応度が小さくなります。

デリバティブ	株式や、金利、外国の通貨との交換などといった、金融上の取引から生まれたもので、先物取引など将来の価格などについての取引、またはその取引商品をさします。金融派生商品ともいいます。
【は行】	
販売手数料 (募集手数料)	投資信託を購入するときに、投資家が販売会社に支払うコストのことです。そのタイプは内枠制（手数料が投資元本の中に含まれているもの）、外枠制（投資元本に手数料を上乗せしているもの）などがあります。
分配金再投資	追加型投資信託のうち、収益分配金で同一の投資信託を買い付ける仕組みのことです。再投資分の買い付けに際して手数料がかからないメリットがあります。自動継続投資、累積投資と呼ぶ場合もあります。
ヘッジ	リスクを避けるための手段のことです。値段が変わることによる価格変動リスクや円と外国の通貨の交換割合が変わることによる為替変動リスクなどを避けるためにとられます。
ベンチマーク	投資信託の運用の目標となる指標です。例えばTOPIX（東証株価指数）や日経平均株価などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ポートフォリオ	ファンドの場合、その運用資産全体がどのような運用対象の組み合わせになっているかを指しています。
【ま行】	
目論見書	募集中あるいは販売中の投資信託の商品内容、運用の仕組み、販売方法などを説明する書類のことです。運用の基本方針、費用と税金、募集要項などが詳しく説明されています。投資信託を購入する際には、目論見書で商品内容を確認する必要があります。目論見書には、お申し込みの際に、あらかじめまたは同時に交付する「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付する「請求目論見書」があります。
【や行】	
約款（投資信託約款）	正式には「投資信託約款」といいます。それぞれの投資信託の具体的な運営や管理などの詳細について規定したもので、いわばその投資信託が遵守する憲法です。この投資信託約款に基づいて、委託者と受託者は投資信託契約を締結します。投資信託の募集・設定に際しては、あらかじめ投資信託約款案を金融庁に届け出ることが義務付けられています。記載内容は、運用方法・投資対象・収益分配の方針・信託報酬率などの費用項目・手数料・委託会社や受託銀行の業務などとなっています。

日経225ダブル・ベアファンド

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書 （請求目論見書） 2010.2

- 本文書「投資信託説明書（請求目論見書）」は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく「目論見書」です。
- 「投資信託説明書（請求目論見書）」はお客さまから請求された場合に交付されます。

新光投信株式会社

1. この目論見書により行う「日経225ダブル・ベアファンド」の募集について、委託者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月31日にその届出の効力が生じております。
2. 「日経225ダブル・ベアファンド」の基準価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

■投資信託ご購入の注意■

- ・投資信託は、預金・金融債ではありません。預金保険の対象ではありません。元本の保証はありません。
- ・投資信託は、保険契約者保護機構の対象ではありません。保険契約における保険金額とは異なり購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託の運用による成果は、受益者のみなさまに帰属します。
- ・投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、その投資信託財産に組み入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の変化（財務状況の悪化や倒産等）により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、経済環境等の要因による組入株式の株価の下落や、金利変動等による組入債券の価格の下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・外貨建資産を組み入れる投資信託は、外国為替相場の変動により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているもののほか、換金時に信託財産留保額が控除されるもの等があります。
- ・投資信託は、商品によっては、上記以外でもその固有な要因により基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがありますので、それぞれの『目論見書』にて必ず商品内容をご確認ください。

《有価証券届出書の表紙記載項目》

有 価 証 券 届 出 書 提 出 日	平成22年1月15日
発 行 者 名	新光投信株式会社
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 吉田 昭
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋一丁目17番10号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る フ ァ ン ド の 名 称	日経225ダブル・ベアファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初自己設定 100億円を上限とします。 継続申込期間 1兆円を上限とします。
有 価 証 券 届 出 書 の 写 し を 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項なし

目 次

【ファンドの詳細情報】	1
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	1
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	7
第4 【ファンドの経理状況】	7
第5 【設定及び解約の実績】	8

【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成22年1月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年2月1日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。
- 取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- (ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日経225ダブル・ベアファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後2時30分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- (ニ) 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または販売会社は、当該取得の申し込みを中止することおよびすでに受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。
1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
 2. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき
- (ホ) 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。
- (ヘ) (ニ) または (ホ) により取得の申し込みの受付が中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販

売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後2時30分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 当ファンドが行う株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、以下の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部

解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (チ) 上記(ヘ)または(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年1月30日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年2月1日から平成23年1月31日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重

大なものに該当する場合があります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成22年2月1日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、当ファンドの有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

当ファンドの監査は、新日本有限責任監査法人が行います。委託者は、当ファンドの投資信託財産にかかる財務諸表を作成します。監査証明を受けたファンドの財務諸表は計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間開始6ヵ月経過ごとに作成する半期報告書に掲載されます。

第5 【設定及び解約の実績】

当ファンドは平成22年2月1日から運用を開始する予定です。したがって、当ファンドの有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

日経225ダブル・ベアファンド